

山口県報

令和4年
3月4日
(金曜日)

目 次

- 訓令
山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)……………一
- 山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
- 救急病院の認定(医療政策課)……………二
- 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………五
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………六
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………七
- 建設業の許可の取消し(監理課)……………七
- 教委告示
山口県指定有形文化財の指定……………八
- 山口県指定有形文化財の追加指定……………九
- 人委公告
令和四年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………九
- 令和四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一
- 令和四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施……………一三

山口県訓令第一号



山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月四日

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程(昭和二十九年山口県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中「35mm」を「30mm」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山口県訓令第二号

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月四日

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程(昭和三十二年山口県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表、別記第二号様式(その一)の添付書類2、同様式(その二)の添付書類2及び別記第五号様式の添付書類2中「2.5ヤクヤメーブル」を「2.4ヤクヤ

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県知事

村 岡 嗣 政

山口県知事

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

村 岡 嗣 政

メニュー」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。



山口県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月四日

名	療	所	機	在	地	指	年	月	日
岩国市立訪問看護ステーション	称	岩国市美和町	所	在	地	指定	年	月	日
							四	一	一

山口県告示第四十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年三月四日

名	称	所	在	地	認	定	が	効	力	を	有	す	る	期	限
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会豊浦病院	称	下関市豊浦町大字小串一〇〇七の三	所	在	地	認定	が	効	力	を	有	す	る	期	限
						令和七、三、三一									

山口県告示第四十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域 山陽小野田市

二 検査の期日、場所等

期	日	時	間	場	所
令和四、四、一八	〃	午前	一〇時から正午まで	山陽小野田市赤崎公民館	
〃	〃	午後	一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市民館	
〃	〃	午前	一〇時三〇分から午前	山陽小野田市厚陽公民館	
〃	〃	午後	一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市商工センター	
〃	〃	午前	一時三〇分から午前	山陽小野田市植生公民館	
〃	〃	午後	一時から午後三時まで	山陽小野田市厚狭地区複合施設	
〃	〃	午前	一時から正午まで	山陽小野田市高千帆公民館	
〃	〃	午後	一時から午後三時まで		

令和四年四月二十二日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和四年十月五日から同年十二月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 山口市

二 検査の期日、場所等

期	日	時	間	場	所
令和四、五、一一	〃	午前	一〇時から正午まで	山口市吉敷地域交流センター	
〃	〃	午後	一時三〇分から午後三時	山口市仁保地域交流センター	
〃	〃	午前	九時三〇分から正午まで	山口市小郡総合支所	
〃	〃	午後	一時から午後三時三〇分まで	山口市嘉川地域交流センター	

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 阿武郡

二 検査の期日、場所等

令和四、八、八 午前一〇時から午前一〇時五〇分まで 阿武町役場福賀支所

〃 〃 〃 午前一一時三〇分から正午 阿武町役場宇田郷支所

〃 〃 〃 午後一時から午後三時まで 阿武町役場

令和四年八月九日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和四年八月二十四日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 宇部市

二 検査の期日、場所等

令和四、九、七 午前一〇時から正午まで 宇部市新川ふれあいセンター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 宇部市隣保館上宇部会館

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで 宇部市恩田ふれあいセンター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 宇部市東岐波ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 宇部市西岐波ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前九時三〇分から正午まで 宇部市中央卸売市場

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 宇部市藤山ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前八時三〇分から午前一一時三〇分まで 宇部市地方卸売市場

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで 宇部市鶴の島ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一一時三〇分まで 宇部市小野ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで 宇部市二俣瀬ふれあいセンター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後二時まで 宇部市厚東ふれあいセンター

〃 〃 〃 午後三時から午後三時三〇分まで 宇部市原ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前一一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 宇部市隣保館厚南会館

〃 〃 〃 午前一〇時から午前一一時三〇分まで 宇部市岬ふれあいセンター

〃 〃 〃 午後一時から午後三時まで 宇部市琴芝ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前一一時から午前一一時三〇分まで 宇部市吉部ふれあいセンター

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで 宇部市万倉ふれあいセンター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時三〇分まで 宇部市北部総合支所

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 宇部市勤労青少年会館

山口県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 一九一号
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	二一・二・五 二五・〇・五	七二・四	道路改良工事の完了による。
最狭 二一・七・八	最広 二二・三・五			七二・四	

道路の種類 一般国道
路線名 三二六号
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	二一・八・六 二二・〇・二	六五・〇	道路改良工事の完了による。
最狭 二二・九・四	最広 二二・〇・〇			六五・〇	

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	二一・七・八 二二・〇・五	二五・九	
最狭 二一・七・八	最広 二二・三・五			二五・九	

道路の種類 県道
路線名 光日積線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	一六・六・三 一五・五・八	六九〇・〇	道路改良工事の完了による。
最狭 五九・九	最広 一五・五・八			七〇〇・〇	

山口県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 一九一号	下関市豊北町大字阿川字江ノ尻一〇〇七六の二地先から 同市豊北町大字阿川字今浦三一九の一地先まで	令和四年三月五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三一六号	長門市西深川字井手口三二四の一地先から 同市西深川 同字三二四〇の一地先まで	令和四年三月五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道 長門市油谷後畑字田代一三六地先から
同市油谷後畑字是近一二八八の三地先まで
令和四年三月五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 光日積線	光市大字岩田字鎮守原一三七七の一地区から 同市大字三輪字會屋三六三の六地区まで	令和四年三月五日



(二六) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和四年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
美 祢 市	令和元年五月二十二日から 令和三年二月二十二日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	豊田前町保々及び美東町綾 木の各一部
周 南 市	平成三十一年四月一日から 令和三年八月十日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字湯野の一部

二 認証年月日

令和四年三月四日

(二七) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和四年三月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和四年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 又は 名称 有限会社井川組
主たる営業所の所在地 下関市神田町二丁目九番七号

代表者の氏名 井川 雅市

許 可 番 号 山口県知事許可（般一ニ）第二一三九三号

三 処分の内容

解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社井川組が、解体工事業に係る法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなり、このことが法第二十九条第一項第一号に該当する。

一 処分をした年月日

令和四年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 又は 名称 アイワテクノ株式会社
主たる営業所の所在地 山口市天花三丁目九番一〇号

代表者の氏名 服部 和夫

許 可 番 号 山口県知事許可（般一三〇）第二一九六五号

三 処分の内容

解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

アイワテクノ株式会社が、解体工事業に係る法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなり、このことが法第二十九条第一項第一号に該当する。

一 処分をした年月日

令和四年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社NER

主たる営業所の所在地 下関市彦島本村町六丁目一七番二号

代表者の氏名 西田 忠郎

許可番号 山口県知事許可(般一)第二三九五号

三 処分の内容

解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社NERが、解体工事業に係る法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなり、このことが法第二十九条第一項第一号に該当する。

一 処分をした年月日

令和四年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社拓翔

主たる営業所の所在地 山口市阿知須八四二八番地三

代表者の氏名 榎田 友香

許可番号 山口県知事許可(般一)第二二五二七号

三 処分の内容

解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社拓翔が、解体工事業の建設業許可に係る法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなり、このことが法第二十九条第一項第一号に該当する。

一 処分をした年月日

令和四年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社萩建築

主たる営業所の所在地 萩市大字椿東五六八一番地

代表者の氏名 石戸 卓也
許可番号 山口県知事許可(般一)第二二五四〇号

三 処分の内容
解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社萩建築が、解体工事業の建設業許可に係る法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなり、このことが法第二十九条第一項第一号に該当する。

一 処分をした年月日

令和四年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社エテルナ

主たる営業所の所在地 下関市前田一丁目一五番三三三号前田コーポラス八〇三号室

代表者の氏名 山下 秀剛

許可番号 山口県知事許可(般一)第二二六一五号

三 処分の内容

解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社エテルナが、解体工事業の建設業許可に係る法第七条第二号に掲げる基準を満たさなくなり、このことが法第二十九条第一項第一号に該当する。



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和四年三月四日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
				山口県教育委員会

宮本常一関係資料

四二四点

大島郡周防大島町大字平野四一七の一宮本常一記念館

周防大島町

山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、山口県指定有形文化財旧山口藩庁門（昭和六十二年山口県教育委員会告示第一号）に、次の有形文化財を追加して指定する。

令和四年三月四日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
土塚 付 土塁 石垣		二棟 一基 三箇所 (四面)	山口市滝町一番一号	山口県

公 告



令和四年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和四年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和四年三月四日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

行 政	試験職種	採用予定人員	職 務 の 概 要
十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務		

二 受験資格

(一) 平成五年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者又は平成十三年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業業者若しくは令和五年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である性格検査及びアピールシート試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 方法及び内容

1 第一次試験

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力について、択一式による筆記試験により、基礎能力試験を行います。

2 第二次試験

(1) 性格検査

性格等に関する検査を行います。

(2) アピールシート試験

表現力、構成力、経験、意欲等について、記述式による筆記試験を行います。

(3) 口述試験

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験を行います。

(二) 日時及び場所

1 第一次試験並びに性格検査及びアピールシート試験

日時 令和四年四月十七日(日曜日)

試験室 入室 午前九時三十分まで

基礎能力試験 午前十時から午前十一時十分まで

性格検査 午前十一時四十分から午後零時二十分まで

アピールシート試験 午後一時三十五分から午後三時五分まで

場所 山口市桜島六丁目二番一号

山口県立大学北キャンパス

2 口述試験

日時 令和四年五月十六日(月曜日) から同月二十日(金曜日) までの間で

山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

基礎能力試験 八〇点

(二) 第二次試験

アピールシート試験 六〇点

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、基礎能力試験の得点順に決定します。

ただし、基礎能力試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、アピールシート試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得

点が三十五点以下の場合、不合格となります。

なお、アピールシート試験は、第一次試験と同日に行いますが、第一次試験合格

者のみ採点を行います。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年四月二十八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に

文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年六月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知

します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうち

から各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員

の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の

一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期

末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年三月四日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一

号(郵便番号七五三三八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、

封筒の表に「大学卒業程度試験(チャレンジ型)受験案内請求」と朱書きし、百二十

円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチ

メートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす

ることができない場合は、令和四年三月十四日(月曜日)までに山口県人事委員会

事務局(電話〇八三一九三三三四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し

ての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年三月四日（金曜日）午前九時から同月二十四日（木曜日）午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）の実施

令和四年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

令和四年三月四日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	二五人程度
東京都 大阪府	五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	平成元年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

東京都
昭和六十二年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

大阪府
平成元年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
令和四年五月八日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 3 場所
下関市 下関市立大学
山口市 山口県立大学
周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。
なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和四年六月四日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和四年六月六日(月曜日)又は同月七日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和四年六月八日(水曜日)から同月三十日(木曜日)までの間で山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和四年五月二十三日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、令和四年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者（警視総監又は警察本部長）が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年三月四日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一〇号（郵便番号七五三―八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年三月二十八日（月曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。

受験申込みには志望都府県名を第二志望まで入力できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年三月四日（金曜日）午前九時から同年四月十一日（月曜日）午後五時まで
その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）の実施

令和四年度山口県警察官（女性）採用(A)試験（第一回）を次のとおり実施します。

令和四年三月四日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成元年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第一百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について

て行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和四年五月八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際
お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である
こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

閉節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和四年六月四日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和四年六月六日(月曜日)又は同月七日(火曜日)のいずれかで、山口県
警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和四年六月八日(水曜日)から同月三十日(木曜日)までの間で山口県警
察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわからず、第二次試験の結果に基
づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五
点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準
に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となりま
す。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年五月二十三日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事
務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に
文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年三月四日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年三月二十八日（月曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年三月四日（金曜日）午前九時から同年四月十一日（月曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。

令和四年三月四日印刷
令和四年三月四日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事